

(使用開始日:2024年11月23日)

さわかみファンド

投資信託説明書(請求目論見書)
追加型投信／内外／資産複合
分配金再投資専用

発 行 者 名 : さわかみ投信株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名 : 代表取締役社長 澤上 龍
本 店 の 所 在 の 場 所 : 東京都千代田区一番町29番地2
届 出 の 対 象 と し た 募 集 : 1兆円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額
有価証券届出書の写しを : 該当事項はありません。
縦 覧 に 供 す る 場 所

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書で、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

この目論見書により行うさわかみファンドの募集については金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年11月22日に関東財務局長へ提出しており、2024年11月23日にその効力が生じております。

目 次

頁

第一部【証券情報】.....	1
第二部【ファンド情報】.....	3
第1【ファンドの状況】.....	3
第2【管理及び運営】.....	24
第3【ファンドの経理状況】.....	30
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】.....	44
第三部【委託会社等の情報】.....	45
第1【委託会社等の概況】.....	45

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

さわかみファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当ファンドは、分配金再投資専用です。

当初1口当たり元本1円(1万口当たり元本金額1万円)です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

各申込日の翌営業日における基準価額*とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社にお問い合わせください。また、原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める申込単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年11月23日から2025年11月21日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

以下の委託会社および販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(9) 【払込期日】

取得の申込みをされる場合は、前述の「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社および販売会社が定める日までに申込みの代金をお支払いください。

申込期間中に申込まれた各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受けた委託会社または販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。

②信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意の上、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。商品分類、属性区分の詳細については、以下の通りです。なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分は表中に網掛け表示しております。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型	内外	資産複合

・商品分類の定義

[単位型投信・追加型投信の区分]

追加型投信・・・・・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

内外・・・・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

資産複合・・・・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株			
債券			あり (適時ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債			
社債		アジア	
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア	
クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信			なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	
資産複合 (株式、債券)		中近東 (中東)	
資産配分固定型			
資産配分変更型		エマージング	

・属性区分の定義

[投資対象資産]

資産複合・・・・・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分変更型・・・・目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列举するものとする。

[決算頻度]

年1回・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

[投資対象地域]

グローバル・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

[為替ヘッジ]

為替ヘッジあり・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、国外の株式や債券等に投資した場合の対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)当ファンドを分類するに当たって使用しなかった分類項目および属性区分項目に関しては、一般社団法人投資信託協会のホームページでご確認いただけます。

<一般社団法人投資信託協会ホームページアドレス> <https://www.toushin.or.jp/>

④ファンドの特色

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。

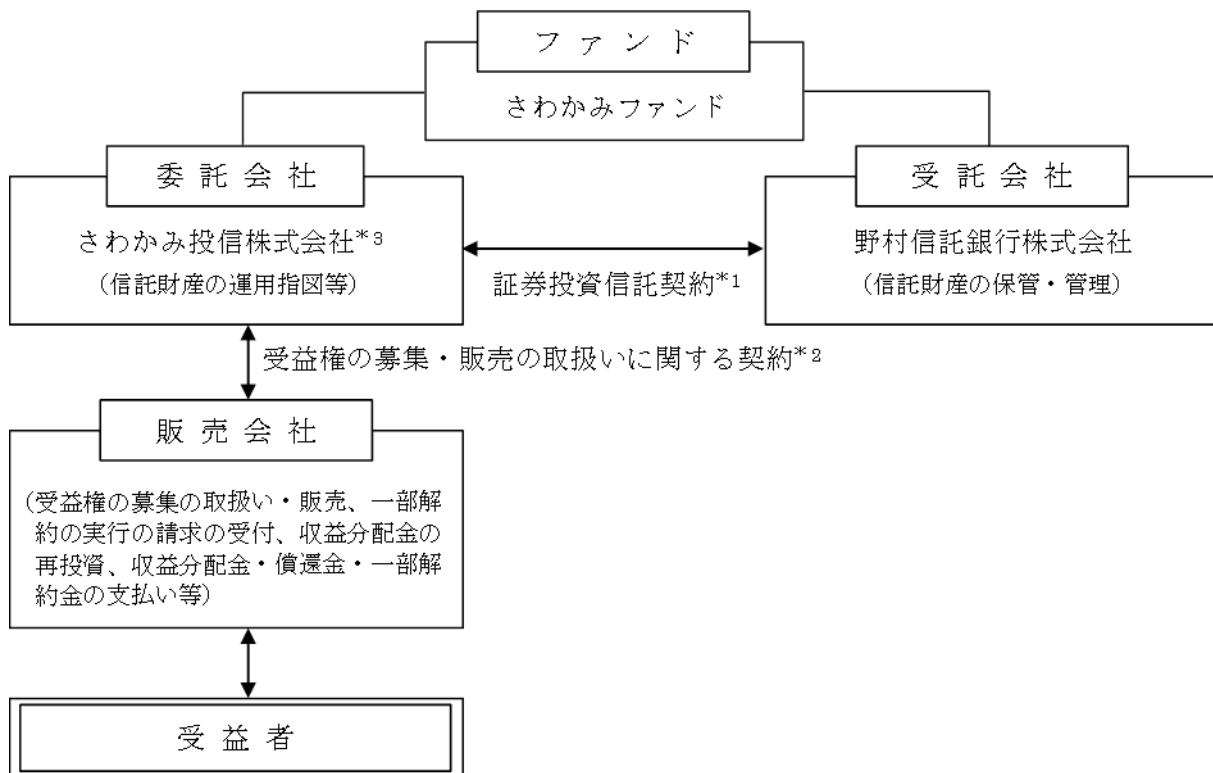
また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

(2) 【ファンドの沿革】

1999年8月24日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2002年3月9日	50万円以下の一部解約に係る信託財産留保金を免除
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2014年3月7日	信託財産留保金の撤廃

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



*1受託会社との契約

ファンドの根幹となる運用方針、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

*2販売会社との契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集の取扱い・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

*3さわかみ投信株式会社は、販売会社としての機能も兼ねています。

②委託会社の概況

イ. 資本金の額(2024年9月末日現在)

320百万円

ロ. 会社の沿革

1996年7月4日	さわかみ投資顧問株式会社設立
1996年7月31日	投資顧問業登録(関東財務局長第664号)
1999年4月23日	さわかみ投信株式会社へ商号変更
1999年5月27日	証券投資信託委託業(金融再生委員会第12号)および投資一任契約に係る業務(金融再生委員会第8号)の認可取得
2007年9月30日	金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第328号)
2013年12月4日	確定拠出年金運営管理業の登録(第763号)

ハ. 大株主の状況(2024年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	所有比率
株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区一番町29番地2	3,600株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設げず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。

②投資態度

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点でもっと割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。

当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

③運用の特色

当ファンドでは上記のスタイルを一貫し、これを変えることは致しません。(資金動向や市況動向により、このような運用ができない場合もあります。)

なお、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

①投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

イ. 株券または新株引受権証書

ロ. 国債証券

ハ. 地方債証券

ニ. 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいいます。)

ホ. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

ヘ. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

ト. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

チ. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

リ. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

ヌ. コマーシャル・ペーパー

ル. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券

ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ. からル. までの証券または証書の性質を有するもの

ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

カ. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

ヨ. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

タ. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。)

レ. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

ソ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

ネ. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

ナ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ラ. 外国の者に対する権利で、ナ. の有価証券の性質を有するもの

なお、イ. の証券または証書、ヲ. ならびにレ. の証券または証書のうちイ. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、ロ. からヘ. までの証券およびヲ. ならびにレ. の証券または証書のうちロ. からヘ. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、ワ. の証券およびカ. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

へ. 外国の者に対する権利でホ. の権利の性質を有するもの

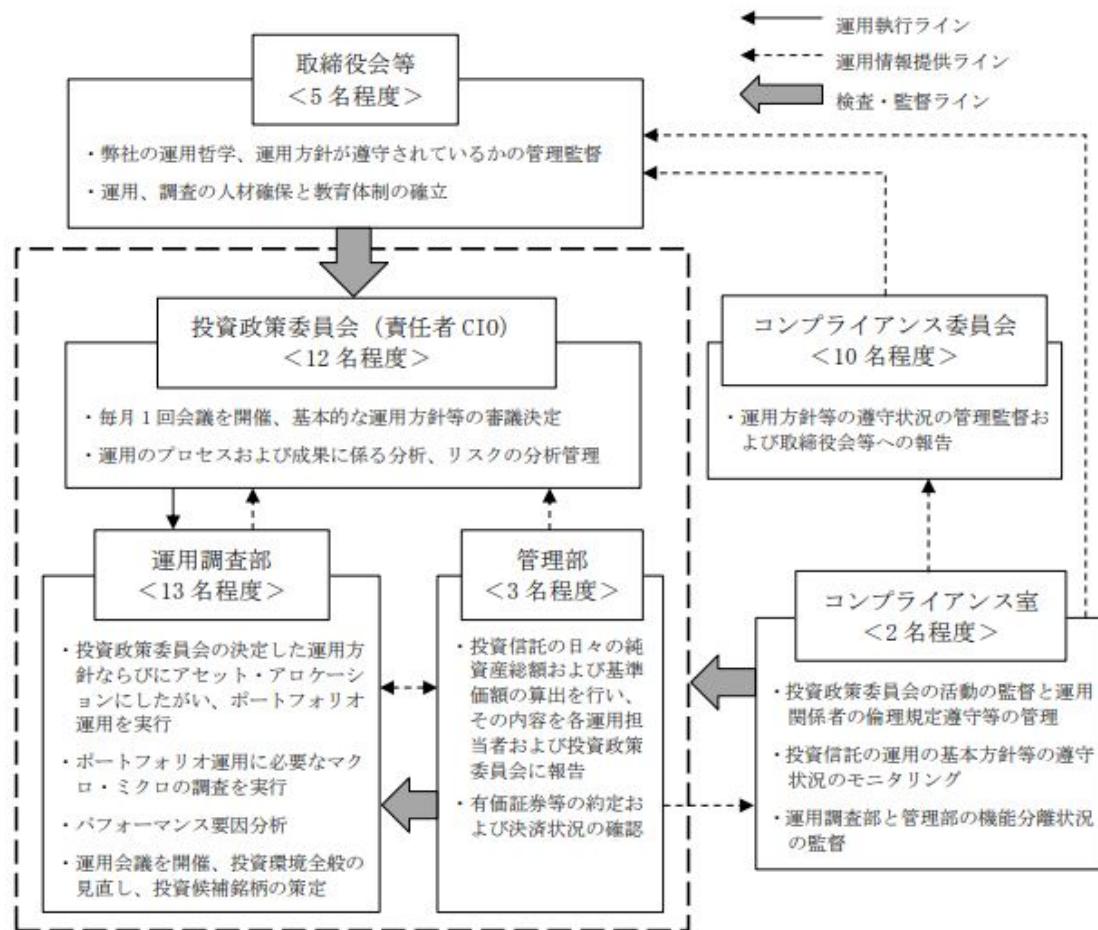
③その他の投資対象

- イ. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- ハ. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ホ. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ヘ. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ト. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- チ. 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】

①運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制等は以下の通りです。



②社内規程

信託財産の適正な運用および受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けています。

③ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、さらに適宜その事務遂行能力をモニタリングしています。また、受託業務に係る内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(注)運用体制等は、2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

①当ファンドは、毎決算時(毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イ. 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ロ. 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。（分配を行わないこともあります。）

ハ. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

②当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は税金を控除した金額を、当ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

（5）【投資制限】

①追加型証券投資信託『さわかみファンド』約款(以下「信託約款」といいます。)に基づく投資制限

イ. 株式への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への投資には制限を設けません。

ロ. 外貨建資産への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

ハ. 投資信託証券への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

投資信託証券への投資には制限を設けません。

ニ. デリバティブ取引等の範囲(信託約款第13条④)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ホ. 信用リスク集中回避のための投資制限(信託約款第13条⑤)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ. 投資する株式等の範囲(信託約款第15条)

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場等（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、以下「取引所」といいます。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 前(イ)に関わらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ト. 信用取引の指図範囲(信託約款第16条)

(イ) 信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(ロ) 信託財産の一部解約等の事由により純資産総額が減少し、前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部の決済を指図するものとします。

チ. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第20条)

(イ) 信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図は次の範囲内で行うものとします。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

リ. 特別の場合の外貨建有価証券への投資(信託約款第21条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ. 資金の借入れ(信託約款第31条)

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)および「金融商品取引法」ならびに関係法令に基づく投資制限

イ. 同一の法人の発行する株式の取得割合(投信法第9条および同法施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

ロ. 投資運用業に関する禁止行為(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受けます。これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの受益者に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。

したがって、受益者の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

組入れ資産の発行体の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じことがあります。

④ 為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じことがあります。

⑤ ファンド資産の流出によるリスク

多額の換金が一時にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としていますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

(2)その他留意点

当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして取扱っております。

当ファンドは、多額の換金が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入れ資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、リスク管理規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスクおよびリスク管理体制が定められております。

投資リスクについては、運用部門から組織的に分離された部署および会議体において、リスクの管理に係わる状況確認や結果分析を行っております。各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①価格変動リスク

価格変動リスクは、資産構成比率に関する事項や、他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握することで管理しております。なお、価格変動リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

②流動性リスク

流動性リスクは、市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することで管理しております。なお、流動性リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入れ資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。投資政策委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

③信用リスク

信用リスクは、発行体の業績や財務内容等の分析などをを行うことで管理しております。なお、信用リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

④為替変動リスクおよびカントリー・リスク

為替変動リスクおよびカントリー・リスクは、金利・為替・証券価格等の価格変動状況の把握に努め、国際情勢等を分析することで管理しております。

⑤ファンド資産の流出によるリスク

ファンド資産の流出によるリスクは、キャッシュポジションの見直しを行うことで投資政策委員会が管理しております。

(注)投資リスクに対する管理体制は、2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

▶ 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。また左のグラフは当ファンドの過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の推移を表示しております。

※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表示しているものではありません。

※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



資産クラスの指標

日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし 円ベース)	日本を除く世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.10%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りとなります。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	当ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
2,000億円以下の部分	年0.605% (税抜年0.55%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.110% (税抜年0.10%)
2,000億円超 2,500億円以下の部分	年0.627% (税抜年0.57%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.088% (税抜年0.08%)
2,500億円超 3,000億円以下の部分	年0.649% (税抜年0.59%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.066% (税抜年0.06%)
3,000億円超 3,500億円以下の部分	年0.671% (税抜年0.61%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.044% (税抜年0.04%)
3,500億円超の部分	年0.693% (税抜年0.63%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.022% (税抜年0.02%)

なお、信託報酬は、毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日とします。

また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(注)税率は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

①当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

②その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、委託会社が信託財産から收受する信託報酬より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。

①個別元本について

イ. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

なお、個別元本方式は2000年4月1日算出の基準価額より適用されましたので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有している場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ. ただし、同一ファンドを複数の委託会社および販売会社で取得する場合については当該委託会社および販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の委託会社および販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

二. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、後述の「③収益分配金の課税について」をご参照ください。）

②一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(注)個人の受益者の場合には、一部解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。）を控除した差益が課税対象となります。

③収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④個人、法人別の課税の取扱いについて

イ. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することができます。なお、配当控除の適用はありません。

一部解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。)を控除した差益については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告は不要となります。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)

(注)損益通算について

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債券等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算ができます。

また、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。

(注)外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注)少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ロ. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、益金不算入制度は適用されません。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

(注)上記は、2024年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(注)課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

(参考情報) ファンドの総経费率

総経费率は対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

総経费率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.10%	1.10%	0.00%

(注) 対象期間は2023年8月24日～2024年8月23日です。

(注) 各比率は、年率換算した値です。小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(注) 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（交付／全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2024年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	355,439,481,550	84.67
	アメリカ	8,553,372,137	2.04
	フランス	6,489,338,432	1.55
	イタリア	227,307,322	0.05
	フィンランド	150,776,936	0.04
預金、その他の資産(負債控除後)	—	48,955,782,959	11.66
合計(純資産総額)		419,816,059,337	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注)投資資産の内書きの時価および比率は、当該資産の国／地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(イ)評価額上位30銘柄

(2024年9月末日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	信越化学工業	化学	3,220,200	6,392.00	20,583,518,400	5,977.00	19,247,135,400	4.58
日本	株式	ディスコ	機械	387,000	43,240.00	16,733,880,000	37,490.00	14,508,630,000	3.46
日本	株式	テルモ	精密機器	5,069,100	2,799.50	14,190,945,450	2,700.00	13,686,570,000	3.26
日本	株式	三菱重工業	機械	5,700,000	1,870.50	10,661,850,000	2,117.50	12,069,750,000	2.88
日本	株式	ダイキン工業	機械	599,600	18,100.00	10,852,760,000	20,075.00	12,036,970,000	2.87
日本	株式	日立製作所	電気機器	3,000,000	3,461.00	10,383,000,000	3,781.00	11,343,000,000	2.70
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	1,994,900	5,800.00	11,570,420,000	5,500.00	10,971,950,000	2.61
日本	株式	T O T O	ガラス・土石 製品	1,970,000	4,765.00	9,387,050,000	5,337.00	10,513,890,000	2.50
日本	株式	花王	化学	1,450,000	6,604.00	9,575,800,000	7,109.00	10,308,050,000	2.46
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,970,000	2,682.00	10,647,540,000	2,542.50	10,093,725,000	2.40
日本	株式	セブン＆アイ・ホー ルディングス	小売業	4,610,000	2,044.50	9,425,145,000	2,147.00	9,897,670,000	2.36
日本	株式	I N P E X	鉱業	5,000,000	2,136.50	10,682,500,000	1,938.00	9,690,000,000	2.31
日本	株式	デクセリアルズ	化学	4,380,000	2,114.33	9,260,780,000	2,025.50	8,871,690,000	2.11
日本	株式	アサヒグループホー ルディングス	食料品	4,500,000	1,815.00	8,167,500,000	1,878.50	8,453,250,000	2.01
日本	株式	ニデック	電気機器	2,700,000	3,086.50	8,333,550,000	3,006.00	8,116,200,000	1.93
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	4,070,000	1,991.00	8,103,370,000	1,875.50	7,633,285,000	1.82
日本	株式	H O Y A	精密機器	323,500	20,605.00	6,665,717,500	19,785.00	6,400,447,500	1.52
日本	株式	スズキ	輸送用機器	4,000,000	1,659.22	6,636,892,957	1,592.50	6,370,000,000	1.52
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2,100,000	2,682.00	5,632,200,000	2,777.50	5,832,750,000	1.39
日本	株式	三浦工業	機械	1,500,000	3,403.00	5,104,500,000	3,512.00	5,268,000,000	1.25
日本	株式	キッコーマン	食料品	3,000,000	1,728.00	5,184,000,000	1,628.00	4,884,000,000	1.16
日本	株式	D M G 森精機	機械	1,600,000	3,475.00	5,560,000,000	3,016.00	4,825,600,000	1.15
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石 製品	1,175,000	4,240.00	4,982,000,000	3,995.00	4,694,125,000	1.12
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,400,000	3,329.96	4,661,943,588	3,317.00	4,643,800,000	1.11
日本	株式	A N A ホールディン グス	空運業	1,400,000	2,869.00	4,016,600,000	3,069.00	4,296,600,000	1.02
日本	株式	デンソー	輸送用機器	1,990,200	2,269.50	4,516,758,900	2,125.50	4,230,170,100	1.01
日本	株式	旭化成	化学	3,900,000	1,033.00	4,028,700,000	1,082.00	4,219,800,000	1.01
日本	株式	S M C	機械	63,300	67,790.00	4,291,107,000	63,650.00	4,029,045,000	0.96
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	1,106,500	3,024.00	3,346,056,000	3,319.00	3,672,473,500	0.87
日本	株式	三井物産	卸売業	1,150,000	3,019.00	3,471,850,000	3,178.00	3,654,700,000	0.87

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(口)種類別および業種別の投資比率

(2024年9月末日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	機械	16.77
		化学	13.95
		電気機器	12.25
		精密機器	6.75
		輸送用機器	5.64
		小売業	4.41
		食料品	4.32
		ガラス・土石製品	4.29
		ゴム製品	2.61
		卸売業	2.53
		鉱業	2.31
		サービス業	1.38
		陸運業	1.26
		その他製品	1.19
		空運業	1.02
		医薬品	0.92
		非鉄金属	0.85
		建設業	0.57
		鉄鋼	0.45
	外国	繊維製品	0.44
		情報・通信業	0.36
		金属製品	0.17
		パルプ・紙	0.12
		海運業	0.06
		電気・ガス業	0.03
合計			88.34

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年9月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第16計算期間末日 (2015年8月24日)	284,175,773,821	2.0615
第17計算期間末日 (2016年8月23日)	260,884,622,624	1.8913
第18計算期間末日 (2017年8月23日)	298,559,012,840	2.3368
第19計算期間末日 (2018年8月23日)	310,610,652,327	2.5348
第20計算期間末日 (2019年8月23日)	274,698,785,426	2.2555
第21計算期間末日 (2020年8月24日)	288,148,793,156	2.4496
第22計算期間末日 (2021年8月23日)	340,148,817,870	3.0698
第23計算期間末日 (2022年8月23日)	350,075,391,142	3.1432
第24計算期間末日 (2023年8月23日)	380,963,249,077	3.4521
第25計算期間末日 (2024年8月23日)	420,335,858,468	3.9101
2023年9月末日	382,942,968,026	3.4742
2023年10月末日	369,535,637,750	3.3508
2023年11月末日	392,763,527,103	3.5700
2023年12月末日	392,602,585,873	3.5790
2024年1月末日	411,982,936,000	3.7762
2024年2月末日	431,299,291,630	3.9694
2024年3月末日	444,684,074,027	4.1196
2024年4月末日	439,842,610,675	4.0774
2024年5月末日	443,503,333,888	4.1168
2024年6月末日	444,383,001,456	4.1297
2024年7月末日	434,515,156,673	4.0487
2024年8月末日	421,770,258,691	3.9254
2024年9月末日	419,816,059,337	3.9078

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第16計算期間(2014年8月26日から2015年8月24日まで)	0
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	0
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	0
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	0
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	0
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	0
第22計算期間(2020年8月25日から2021年8月23日まで)	0
第23計算期間(2021年8月24日から2022年8月23日まで)	0
第24計算期間(2022年8月24日から2023年8月23日まで)	0
第25計算期間(2023年8月24日から2024年8月23日まで)	0

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第16計算期間(2014年8月26日から2015年8月24日まで)	12.04
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	△8.26
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	23.56
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	8.47
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	△11.02
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	8.61
第22計算期間(2020年8月25日から2021年8月23日まで)	25.32
第23計算期間(2021年8月24日から2022年8月23日まで)	2.39
第24計算期間(2022年8月24日から2023年8月23日まで)	9.83
第25計算期間(2023年8月24日から2024年8月23日まで)	13.27

(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第16計算期間 (2014年8月26日から2015年8月24日まで)	7,996,027,434	32,658,282,586
第17計算期間 (2015年8月25日から2016年8月23日まで)	8,595,394,213	8,503,223,086
第18計算期間 (2016年8月24日から2017年8月23日まで)	6,332,467,432	16,505,374,774
第19計算期間 (2017年8月24日から2018年8月23日まで)	6,607,256,597	11,833,540,335
第20計算期間 (2018年8月24日から2019年8月23日まで)	6,330,514,726	7,079,874,682
第21計算期間 (2019年8月24日から2020年8月24日まで)	6,683,161,132	10,842,094,942
第22計算期間 (2020年8月25日から2021年8月23日まで)	5,127,952,039	11,956,055,712
第23計算期間 (2021年8月24日から2022年8月23日まで)	5,327,931,351	4,757,460,792
第24計算期間 (2022年8月24日から2023年8月23日まで)	4,771,209,535	5,786,767,980
第25計算期間 (2023年8月24日から2024年8月23日まで)	4,272,299,725	7,130,727,093

(参考情報)

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移

2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

* 1万口当たり、税引前の分配金を記載しております。

* 基準価額水準・市況動向等を勘案して、**設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。**

主要な資産の状況

資産別投資比率

種類	比率(%)
株式	88.3
(うち国内)	84.7
(うち海外)	3.7
(うち先物)	—
預金、その他の資産 (負債控除後)	11.7
合計	100.0

業種別比率(組入上位10業種)

業種名	比率(%)
機械	16.8
化学	14.0
電気機器	13.6
精密機器	6.7
輸送用機器	5.6
小売業	4.9
食料品	4.8
ガラス・土石製品	4.3
ゴム製品	2.6
卸売業	2.5

組入上位10銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式	信越化学工業	4.6
		ディスコ	3.5
		テルモ	3.3
		三菱重工業	2.9
		ダイキン工業	2.9
		日立製作所	2.7
		ブリヂストン	2.6
		TOTO	2.5
		花王	2.5
		トヨタ自動車	2.4

* 比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

* 外国株式：当社基準に則りて、東証33業種に振り替えております。

* 2024年9月末日現在

年間收益率の推移



* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しておりません。

* 年間收益率は年末の基準価額を基に計算しております。

* 2024年は年初から2024年9月末日までの收益率です。

* 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

* 最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの受益権の募集は、申込期間中の委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内に行われます。申込みの受付けは、原則として、午後3時30分までとします。
- (2)受益権の申込単位は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める申込単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3)申込手数料は、かかりません。
- (4)買付口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌営業日における基準価額とします。
- (5)当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。
- (6)委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、購入の実行の請求の受付けを中止することができます。購入の実行の請求の受付けが中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその購入の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に購入の実行の請求を受付けたものとして取扱うこととします。

- (7)申込（販売）手続等の詳細は、委託会社（以下の照会先を参照。）または販売会社までお問い合わせください。

＜照会先＞

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8：45～17：00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

（注）申込者は、委託会社または販売会社に、申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社および販売会社は、当該申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。請求の受け付けは、原則として、午後3時30分までとします。この受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 一部解約の実行の請求は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める解約単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約口数の計算は、原則として、申込日の翌営業日における基準価額を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。
- (4) 信託財産留保金は、ありません。
- (5) 手取り金額（解約代金）は、解約口数に、解約価額（一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額）を乗じたものから源泉徴収税額を控除した額となります。なお、税金について、詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から支払われます。
- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして取扱うこととします。
- (8) 換金（解約）手続等の詳細は、委託会社（以下の照会先を参照。）または販売会社までお問い合わせください。

＜照会先＞

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8：45～17：00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

（注）一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(主な評価方法)

イ. 株式等

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。（外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日）

ロ. 公社債等

原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

ハ. 外貨建資産

原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

二. 外貨為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

②基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8：45～17：00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

③追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、無期限です。ただし、後述の「(5)その他 ①信託の終了」の場合、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年8月24日から翌年8月23日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了

イ. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、前イ. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ハ. 前ロ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ. 前ハ. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ. の信託契約の解約をしません。

- ホ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ヘ. 前ハ. から前ホ. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ト. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- チ. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更 ニ. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- リ. 後述の「⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い ロ. 」に該当することとなったとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ロ. 委託会社は、前イ. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ハ. 前ロ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ. 前ハ. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ. の信託約款の変更をしません。
- ホ. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前イ. から前ホ. の規定にしたがいます。

③運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知っている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sawakami.co.jp/>

④投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は前述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

⑧信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑨関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドは分配金再投資専用であるため、原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われ、毎計算期間終了日の翌営業日に、原則として税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日(償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。)から起算して5営業日目)から、委託会社または販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(3) 一部解約(換金)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、直接または販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。(詳しくは、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約(前述の「3 資産管理等の概要 (5)その他 ①信託の終了」)、または信託約款の変更(「同 ②信託約款の変更」)を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。）に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（2023年8月24日から2024年8月23日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年10月29日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 後藤秀洋
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池田宏章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているさわかみファンドの2023年8月24日から2024年8月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみファンドの2024年8月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、さわかみ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

1 【財務諸表】

さわかみファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期計算期間末 (2023年8月23日現在)	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1, 542, 147, 794	1, 889, 545, 956
金銭信託	877, 065	843, 002
コール・ローン	50, 906, 000, 000	46, 966, 000, 000
株式	329, 059, 850, 952	371, 880, 419, 515
未収配当金	774, 747, 705	875, 563, 800
流動資産合計	382, 283, 623, 516	421, 612, 372, 273
資産合計	382, 283, 623, 516	421, 612, 372, 273
負債の部		
流動負債		
未払金	153, 224, 746	-
未払解約金	109, 725, 974	74, 496, 311
未払受託者報酬	105, 742, 354	84, 870, 851
未払委託者報酬	951, 681, 365	1, 117, 146, 643
流動負債合計	1, 320, 374, 439	1, 276, 513, 805
負債合計	1, 320, 374, 439	1, 276, 513, 805
純資産の部		
元本等		
元本	*1 110, 358, 188, 643	*1 107, 499, 761, 275
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	270, 605, 060, 434	312, 836, 097, 193
（分配準備積立金）	181, 736, 155, 807	218, 040, 656, 630
元本等合計	380, 963, 249, 077	420, 335, 858, 468
純資産合計	*3 380, 963, 249, 077	*3 420, 335, 858, 468
負債純資産合計	382, 283, 623, 516	421, 612, 372, 273

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第24期計算期間 (自 2022年8月24日 至 2023年8月23日)	第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)
営業収益		
受取配当金	6,971,331,735	7,158,149,713
受取利息	43,188,504	87,929,549
有価証券売買等損益	30,509,513,884	47,598,670,383
為替差損益	881,074,357	202,661,420
その他収益	1,573,134	3,556,943
営業収益合計	38,406,681,614	55,050,968,008
営業費用		
支払利息	28,153,878	9,246,730
受託者報酬	386,199,850	372,246,623
委託者報酬	3,475,799,213	4,183,174,395
その他費用	129,563	65,026
営業費用合計	3,890,282,504	4,564,732,774
営業利益又は営業損失（△）	34,516,399,110	50,486,235,234
経常利益又は経常損失（△）	34,516,399,110	50,486,235,234
当期純利益又は当期純損失（△）	34,516,399,110	50,486,235,234
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	462,260,898	2,659,162,937
期首剩余金又は期首次損金（△）	238,701,644,054	270,605,060,434
剩余金増加額又は欠損金減少額	10,240,584,124	11,916,215,954
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	10,240,584,124	11,916,215,954
剩余金減少額又は欠損金増加額	12,391,305,956	17,512,251,492
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	12,391,305,956	17,512,251,492
分配金	*1 -	*1 -
期末剩余金又は期末欠損金（△）	270,605,060,434	312,836,097,193

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
株式 移動平均法による時価法を採用しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
3. 収益及び費用の計上基準 (1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3)為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。	

(貸借対照表に関する注記)

第24期計算期間末 (2023年8月23日現在)	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)
*1. 計算期間末日における受益権の総数 110,358,188,643口	*1. 計算期間末日における受益権の総数 107,499,761,275口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の 6第10号に規定する額 -円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の 6第10号に規定する額 -円
*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産 の額 1口当たり純資産額 3.4521円 (10,000口当たり純資産額 34,521円)	*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産 の額 1口当たり純資産額 3.9101円 (10,000口当たり純資産額 39,101円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

*1. 分配金の計算過程

	第24期計算期間 (自 2022年8月24日 至 2023年8月23日)	第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)
(a)配当等収益額（経費控除後）	6, 158, 669, 596円	6, 450, 671, 361円
(b)有価証券売買等損益額 (経費控除後・繰越欠損金補填後)	27, 895, 468, 616円	41, 376, 400, 936円
(c)収益調整金額	114, 929, 414, 431円	118, 880, 431, 223円
(d)分配準備積立金額	147, 682, 017, 595円	170, 213, 584, 333円
(e)収益分配可能額(a+b+c+d)	296, 665, 570, 238円	336, 921, 087, 853円
(f)期末残存口数	110, 358, 188, 643口	107, 499, 761, 275口
(g)1万口当たりの収益分配可能額 (e/f×10, 000)	26, 882円	31, 341円
(h)1万口当たりの分配金額	0円	0円
(i)収益分配金額(f×h/10, 000)	0円	0円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第24期計算期間 (自 2022年8月24日 至 2023年8月23日)	第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、ファンド資産の流出によるリスクを有しております。	2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。 信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第24期計算期間末 (2023年8月23日現在)	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 金融商品の時価の算定方法 (1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 金融商品の時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。 当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期計算期間 (自 2022年8月24日 至 2023年8月23日)	第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第24期計算期間末 (2023年8月23日現在)	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)
期首元本額 111,373,747,088円	期首元本額 110,358,188,643円
期中追加設定元本額 4,771,209,535円	期中追加設定元本額 4,272,299,725円
期中一部解約元本額 5,786,767,980円	期中一部解約元本額 7,130,727,093円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第24期計算期間末 (2023年8月23日現在)	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)
種類	損益に含まれた評価差額	損益に含まれた評価差額
株式	29,283,294,787円	41,358,364,397円
合計	29,283,294,787円	41,358,364,397円

3. デリバティブ取引関係

	第24期計算期間末 (2023年8月23日現在)	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

イ. 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	I N P E X	5,000,000	2,136.50	10,682,500,000	
	ショーボンドホールディングス	200,000	5,470.00	1,094,000,000	
	五洋建設	1,250,000	647.60	809,500,000	
	中部飼料	340,000	1,471.00	500,140,000	
	ヤクルト本社	1,106,500	3,024.00	3,346,056,000	
	アサヒグループホールディングス	1,500,000	5,445.00	8,167,500,000	
	キリンホールディングス	100,000	2,193.50	219,350,000	
	伊藤園	124,100	3,550.00	440,555,000	
	キッコーマン	3,000,000	1,728.00	5,184,000,000	
	東レ	2,200,000	749.50	1,648,900,000	
	王子ホールディングス	500,000	577.60	288,800,000	
	ニッポン高度紙工業	100,000	1,955.00	195,500,000	
	旭化成	3,900,000	1,033.00	4,028,700,000	
	レゾナック・ホールディングス	175,000	3,564.00	623,700,000	
	住友化学	2,500,000	423.60	1,059,000,000	
	クレハ	300,000	2,840.00	852,000,000	
	信越化学工業	3,220,200	6,392.00	20,583,518,400	
	日本触媒	420,000	1,700.00	714,000,000	
	東京応化工業	269,400	3,772.00	1,016,176,800	
	花王	1,450,000	6,604.00	9,575,800,000	
	関西ペイント	449,500	2,618.50	1,177,015,750	
	富士フィルムホールディングス	712,500	3,770.00	2,686,125,000	
	資生堂	500,000	3,360.00	1,680,000,000	
	高砂香料工業	50,000	4,700.00	235,000,000	
	メック	382,700	3,980.00	1,523,146,000	
	デクセリアルズ	1,460,000	6,343.00	9,260,780,000	
	日東電工	210,000	11,670.00	2,450,700,000	
	エフピコ	271,800	2,713.50	737,529,300	
	ユニ・チャーム	250,000	5,181.00	1,295,250,000	
	ツムラ	450,000	3,997.00	1,798,650,000	
	サワイグループホールディングス	300,000	6,050.00	1,815,000,000	
	ブリヂストン	1,994,900	5,800.00	11,570,420,000	
	東海カーボン	300,000	881.50	264,450,000	
	T O T O	1,970,000	4,765.00	9,387,050,000	
	日本特殊陶業	1,175,000	4,240.00	4,982,000,000	
	M A R U W A	60,000	40,300.00	2,418,000,000	
	大同特殊鋼	1,350,000	1,419.00	1,915,650,000	
	D O W A ホールディングス	245,700	4,941.00	1,214,003,700	
	住友電気工業	1,000,000	2,365.00	2,365,000,000	
	リンナイ	200,000	3,267.00	653,400,000	
	三浦工業	1,500,000	3,403.00	5,104,500,000	
	オーエスジー	1,386,700	2,049.50	2,842,041,650	
	D M G 森精機	1,600,000	3,475.00	5,560,000,000	
	ディスコ	387,000	43,240.00	16,733,880,000	
	S M C	63,300	67,790.00	4,291,107,000	
	技研製作所	400,000	1,752.00	700,800,000	

小松製作所	896, 600	4, 076. 00	3, 654, 541, 600	
澁谷工業	120, 000	3, 665. 00	439, 800, 000	
西島製作所	200, 000	2, 782. 00	556, 400, 000	
ダイキン工業	599, 600	18, 100. 00	10, 852, 760, 000	
椿本チエイン	450, 000	5, 970. 00	2, 686, 500, 000	
アネスト岩田	250, 000	1, 300. 00	325, 000, 000	
タダノ	1, 000, 000	985. 00	985, 000, 000	
竹内製作所	150, 000	4, 195. 00	629, 250, 000	
日本精工	2, 500, 000	752. 60	1, 881, 500, 000	
N T N	500, 000	268. 70	134, 350, 000	
T H K	400, 000	2, 739. 50	1, 095, 800, 000	
マキタ	445, 000	4, 806. 00	2, 138, 670, 000	
三菱重工業	5, 700, 000	1, 870. 50	10, 661, 850, 000	
日立製作所	3, 000, 000	3, 461. 00	10, 383, 000, 000	
三菱電機	350, 000	2, 340. 00	819, 000, 000	
安川電機	580, 000	4, 937. 00	2, 863, 460, 000	
ニデック	1, 350, 000	6, 173. 00	8, 333, 550, 000	
パナソニック ホールディングス	1, 000, 000	1, 189. 00	1, 189, 000, 000	
ソニーグループ	420, 000	13, 410. 00	5, 632, 200, 000	
T D K	159, 000	9, 988. 00	1, 588, 092, 000	
ヒロセ電機	100, 000	18, 880. 00	1, 888, 000, 000	
リオン	60, 200	2, 168. 00	130, 513, 600	
エスペック	11, 800	2, 514. 00	29, 665, 200	
キーエンス	12, 500	71, 050. 00	888, 125, 000	
シスメックス	390, 000	2, 847. 50	1, 110, 525, 000	
フェローテックホールディングス	150, 000	2, 432. 00	364, 800, 000	
スタンレー電気	237, 900	2, 768. 50	658, 626, 150	
ファナック	575, 000	4, 257. 00	2, 447, 775, 000	
ローム	503, 400	1, 823. 50	917, 949, 900	
浜松ホトニクス	2, 035, 000	3, 982. 00	8, 103, 370, 000	
村田製作所	855, 000	2, 917. 50	2, 494, 462, 500	
K O A	650, 000	1, 236. 00	803, 400, 000	
キヤノン	50, 000	5, 076. 00	253, 800, 000	
デンソー	1, 990, 200	2, 269. 50	4, 516, 758, 900	
川崎重工業	200, 000	5, 011. 00	1, 002, 200, 000	
トヨタ自動車	3, 970, 000	2, 682. 00	10, 647, 540, 000	
本田技研工業	500, 000	1, 578. 00	789, 000, 000	
スズキ	3, 500, 000	1, 683. 00	5, 890, 500, 000	
S U B A R U	100, 000	2, 738. 00	273, 800, 000	
シマノ	20, 000	27, 920. 00	558, 400, 000	
A e r o E d g e	150, 000	2, 336. 00	350, 400, 000	
テルモ	5, 069, 100	2, 799. 50	14, 190, 945, 450	
島津製作所	350, 000	4, 864. 00	1, 702, 400, 000	
ナカニシ	210, 000	2, 695. 00	565, 950, 000	
マニー	1, 450, 000	2, 025. 00	2, 936, 250, 000	
トプコン	500, 000	1, 576. 50	788, 250, 000	
H O Y A	323, 500	20, 605. 00	6, 665, 717, 500	
朝日インテック	900, 000	2, 618. 00	2, 356, 200, 000	
ジャパン・ティッシュエンジニアリング	6, 200	579. 00	3, 589, 800	

	C Y B E R D Y N E	1, 690, 000	213. 00	359, 970, 000	
	イーディーピー	20, 000	885. 00	17, 700, 000	
	パラマウントベッドホールディングス	600, 000	2, 587. 00	1, 552, 200, 000	
	バンダイナムコホールディングス	400, 000	3, 094. 00	1, 237, 600, 000	
	S H O E I	200, 000	2, 316. 00	463, 200, 000	
	ピジョン	1, 000, 000	1, 569. 50	1, 569, 500, 000	
	メタウォーター	79, 400	1, 750. 00	138, 950, 000	
	東海旅客鉄道	1, 000, 000	3, 345. 00	3, 345, 000, 000	
	ヤマトホールディングス	400, 000	1, 683. 50	673, 400, 000	
	商船三井	50, 000	5, 045. 00	252, 250, 000	
	A N A ホールディングス	1, 400, 000	2, 869. 00	4, 016, 600, 000	
	日鉄ソリューションズ	31, 600	3, 565. 00	112, 654, 000	
	オプティム	350, 000	632. 00	221, 200, 000	
	S H I F T	54, 800	12, 320. 00	675, 136, 000	
	カナミックネットワーク	400, 000	493. 00	197, 200, 000	
	リックソフト	86, 900	1, 495. 00	129, 915, 500	
	サイボウズ	36, 100	1, 659. 00	59, 889, 900	
	三井物産	2, 340, 000	3, 019. 00	7, 064, 460, 000	
	三菱商事	1, 884, 600	2, 971. 00	5, 599, 146, 600	
	ミスミグループ本社	150, 000	2, 756. 00	413, 400, 000	
	ウエルシアホールディングス	1, 400, 000	2, 016. 50	2, 823, 100, 000	
	セブン&アイ・ホールディングス	4, 610, 000	2, 044. 50	9, 425, 145, 000	
	J a p a n E y e w e a r H o l d i n g s	99, 700	3, 665. 00	365, 400, 500	
	良品計画	500, 000	2, 794. 00	1, 397, 000, 000	
	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	300, 000	3, 589. 00	1, 076, 700, 000	
	ハンズマン	890, 000	814. 00	724, 460, 000	
	ニトリホールディングス	105, 000	21, 535. 00	2, 261, 175, 000	
	リニカル	348, 700	379. 00	132, 157, 300	
	エムスリー	750, 000	1, 431. 50	1, 073, 625, 000	
	キュービーネットホールディングス	200, 000	1, 119. 00	223, 800, 000	
	アンビスホールディングス	150, 000	2, 620. 00	393, 000, 000	
	共立メンテナンス	600, 000	2, 420. 00	1, 452, 000, 000	
	ダイセキ	576, 000	3, 720. 00	2, 142, 720, 000	
小計	銘柄数：128 組入時価比率：85. 0%	-	-	357, 459, 487, 000 96. 1%	
アメリカ・ドル	ADVANCED MICRO DEVICES	120, 638	151. 70	18, 300, 784. 60	
	COSTCO WHOLESALE CORP	15, 000	877. 56	13, 163, 400. 00	
	NVIDIA CORP	75, 000	123. 74	9, 280, 500. 00	
	TERADYNE INC	35, 626	131. 20	4, 674, 131. 20	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	30, 000	166. 44	4, 993, 200. 00	
	UBER TECHNOLOGIES INC	100, 000	73. 31	7, 331, 000. 00	
小計	銘柄数：6 組入時価比率：2. 0%	-	-	57, 743, 015. 80 (8, 446, 070, 921) 2. 3%	
ユーロ	DANONE	194, 619	60. 86	11, 844, 512. 34	
	JCDECAUX SE	650, 546	18. 62	12, 113, 166. 52	
	DASSAULT SYSTEMES SE	300, 000	34. 40	10, 320, 000. 00	

	BRUNELLO CUCINELLI SPA	15,000	90.50	1,357,500.00	
	NESTE OYJ	55,000	19.905	1,094,775.00	
小計	銘柄数：5			36,729,953.86 (5,974,861,594)	
	組入時価比率：1.4%			1.6%	
	合計	-	-	371,880,419,515 (14,420,932,515)	

(注1) 小計欄の()内は、邦貨換算額(単位：円)です。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率です。

口. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

(2024年9月末日現在)

I 資産総額	420, 962, 159, 574 円
II 負債総額	1, 146, 100, 237 円
III 純資産総額 (I - II)	419, 816, 059, 337 円
IV 発行済数量	107, 429, 707, 111 口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	3. 9078 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
 2. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。
 4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前①の申請のある場合には、前①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
 6. 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができるものとします。
 7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 8. 質権口記載または記録の受益権の取扱い
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。
- (注)当ファンドの受益権は振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2024年9月末日現在)

資本金の額	320百万円
発行する株式の総数	3,600株
発行済株式総数	3,600株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)会社の機構(2024年9月末日現在)

①会社の機構

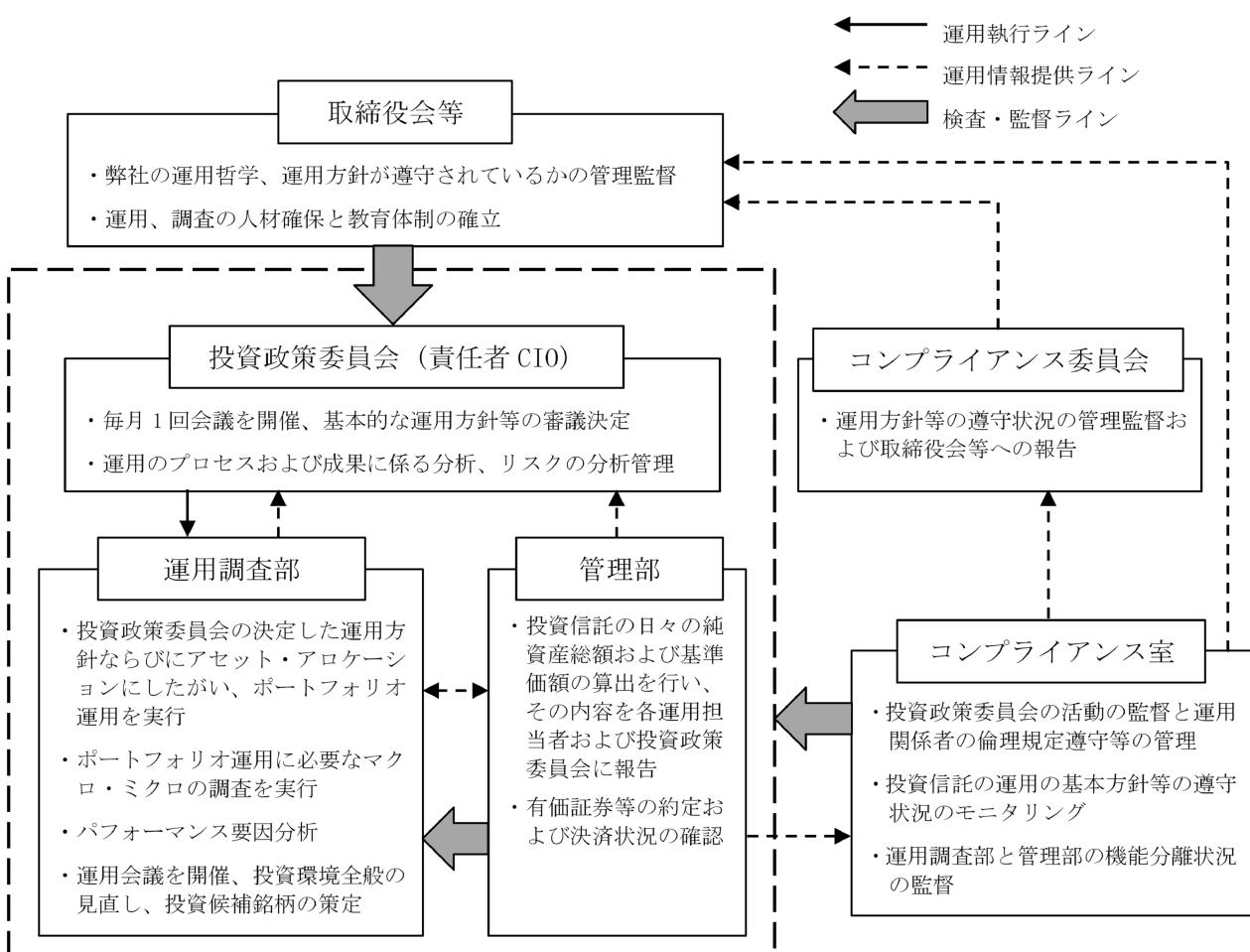
委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。

②投資運用の意思決定機構



2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2024年9月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は419,816,059,337円です。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 後藤秀洋
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池田宏章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第27期事業年度 (2023年3月31日現在)	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	4, 186, 466	5, 255, 720
直販顧客分別金信託	100, 000	100, 000
未収委託者報酬	332, 811	449, 989
貯蔵品	1, 940	2, 147
前払費用	9, 652	14, 066
その他	10, 932	6, 637
流动資産合計	4, 641, 802	5, 828, 561
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物 (純額)	26, 526	22, 590
器具備品 (純額)	29, 338	17, 823
有形固定資産合計	55, 864	40, 414
無形固定資産		
ソフトウェア	24, 430	29, 958
ソフトウェア仮勘定	53, 836	53, 836
無形固定資産合計	78, 266	83, 795
投資その他の資産		
関係会社株式	416, 299	436, 653
長期差入保証金	61, 785	61, 785
繰延税金資産	44, 965	62, 388
その他	7, 035	4, 200
投資損失引当金	△179, 272	-
投資その他の資産合計	350, 813	565, 027
固定資産合計	484, 945	689, 236
資産合計	5, 126, 747	6, 517, 798

(単位：千円)

	第27期事業年度 (2023年3月31日現在)	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	123,685	101,923
未払法人税等	104,980	336,559
未払消費税等	18,041	74,972
預り金 ※2	156,539	692,724
賞与引当金	29,200	26,500
ポイント引当金	47,388	64,626
流動負債合計	479,834	1,297,306
固定負債		
資産除去債務	37,415	37,466
固定負債合計	37,415	37,466
負債合計	517,250	1,334,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,000	320,000
利益剰余金		
利益準備金	80,000	80,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,209,497	4,783,025
利益剰余金合計	4,289,497	4,863,025
株主資本合計	4,609,497	5,183,025
純資産合計	4,609,497	5,183,025
負債・純資産合計	5,126,747	6,517,798

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第27期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第28期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,019,574	3,525,226
その他売上	13,662	14,940
営業収益合計	3,033,236	3,540,166
営業費用		
支払手数料	4,373	4,707
広告宣伝費	337,463	385,454
調査費	13,228	16,046
委託計算費	32,412	39,433
営業雑経費	416,135	423,841
通信費	118,973	119,511
印刷費	32,621	28,747
システム使用料	212,158	225,044
外注費	45,475	44,056
その他	6,906	6,481
営業費用合計	803,612	869,482
一般管理費		
給与	424,351	483,461
役員報酬	74,849	88,765
給与手当	313,743	336,751
賞与	35,759	57,945
法定福利費	66,721	71,557
賞与引当金繰入額	48,200	26,500
業務委託費	106,600	155,083
交際費	612	1,303
旅費交通費	23,641	35,013
租税公課	24,469	29,934
不動産賃借料	65,079	65,079
固定資産減価償却費	23,210	28,142
その他	99,109	96,000
一般管理費合計	881,995	992,076
営業利益	1,347,628	1,678,606

(単位：千円)

	第27期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第28期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取利息	33	35
雑収入	47	590
営業外収益合計	81	625
営業外費用		
支払利息	1,299	967
雑損失	959	810
寄付金	—	10,000
営業外費用合計	2,259	11,778
経常利益	1,345,450	1,667,453
特別損失		
投資損失引当金繰入	77,225	—
関係会社株式評価損 ※1	—	71,659
特別損失合計	77,225	71,659
税引前当期純利益	1,268,225	1,595,794
法人税、住民税及び事業税	394,708	517,690
法人税等調整額	7,192	△17,423
法人税等合計	401,901	500,266
当期純利益	866,324	1,095,527

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	320,000	80,000	4,063,173	4,143,173	4,463,173	
当期変動額						
剰余金の配当			△720,000	△720,000	△720,000	
当期純利益			866,324	866,324	866,324	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	146,324	146,324	146,324	
当期末残高	320,000	80,000	4,209,497	4,289,497	4,609,497	

	純資産合計
当期首残高	4,463,173
当期変動額	
剰余金の配当	△720,000
当期純利益	866,324
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	146,324
当期末残高	4,609,497

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	320,000	80,000	4,209,497	4,289,497	4,609,497	
当期変動額						
剩余金の配当			△522,000	△522,000	△522,000	
当期純利益			1,095,527	1,095,527	1,095,527	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	573,527	573,527	573,527	
当期末残高	320,000	80,000	4,783,025	4,863,025	5,183,025	

	純資産合計
当期首残高	4,609,497
当期変動額	
剩余金の配当	△522,000
当期純利益	1,095,527
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	573,527
当期末残高	5,183,025

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式（子会社株式）

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。

(2) その他売上

その他売上は、確定拠出年金運営管理機関としての売上であり、確定拠出年金の運営にかかる報酬を契約に基づき月次で認識し計上しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式及び投資損失引当金

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	第27期事業年度	第28期事業年度
関係会社株式	416, 299	436, 653
投資損失引当金	179, 272	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。また、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した時は、低下に相当する額を投資損失引当金として計上しております。関係会社の実質価額の回復可能性の判断については、翌事業年度の予算などを考慮しております。関係会社の経営成績が回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

(単位：千円)

	第27期事業年度 (2023年3月31日現在)	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)
建物	57, 224	61, 160
器具備品	50, 501	62, 646

※2 預り金

(単位：千円)

	第27期事業年度 (2023年3月31日現在)	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)
投資信託の買付代金の顧客からの預り金	18, 430	14, 477
投資信託の解約代金の顧客からの預り金	679	4, 789
投資信託の解約に伴う源泉徴収額	134, 170	665, 372
その他	3, 259	8, 085

(損益計算書関係)

※1 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損71, 659千円は、過年度に計上していた投資損失引当金179, 272千円の戻入益と関係会社株式評価損250, 931千円を相殺したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第27期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	第27期事業年度期首 株式数	増加	減少	第27期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	—	—	1,080
甲種類株式 ※	2,520	—	—	2,520
合計	3,600	—	—	3,600

※甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千 円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通 株式	216,000	200,000	2022年3月31日	2022年6月16日
2022年6月16日 定時株主総会	甲種類 株式	504,000	200,000	2022年3月31日	2022年6月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月19日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	156,600	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日
2023年6月19日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	365,400	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	第28期事業年度期首 株式数	増加	減少	第28期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	—	—	1,080
甲種類株式 ※	2,520	—	—	2,520
合計	3,600	—	—	3,600

※甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千 円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月19日 定時株主総会	普通 株式	156,600	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日
2023年6月19日 定時株主総会	甲種類 株式	365,400	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	167,400	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日
2024年6月17日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	390,600	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、さわかみファンドに対する営業債権であります。当該債権は、さわかみファンドの毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日及び毎計算期末（ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日）の翌営業日に当社に入金されるものであり、入金までの期間においては、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、さわかみファンドの基準価額の算出の際に管理部において日々算出・管理されており、また、同時に受託銀行においても同様に算出・管理され、両社により日々照合管理しております。また、その営業債権は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であります。

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第27期事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	61,785	61,773	△12
資産計	61,785	61,773	△12

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第27期事業年度 (2023年3月31日現在)
非上場株式（関係会社株式）※	416,299

※ 市場価格のない関係会社株式について、投資損失引当金179,272千円を計上しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,186,466	—	—	—
直販顧客分別金信託	100,000	—	—	—
未収委託者報酬	332,811	—	—	—
合計	4,619,277	—	—	—

第28期事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	61,785	59,962	△1,823
資産計	61,785	59,962	△1,823

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)
非上場株式（関係会社株式）※	436,653

※ 市場価格のない関係会社株式について、関係会社株式評価損71,659千円（過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したもの）を計上しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,255,720	—	—	—
直販顧客分別金信託	100,000	—	—	—
未収委託者報酬	449,989	—	—	—
合計	5,805,709	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第27期事業年度（2023年3月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当商品はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	61,773	—	61,773

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第28期事業年度（2024年3月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当商品はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	59,962	—	59,962

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第27期事業年度（2023年3月31日）

1. 子会社株式

市場価格のない子会社株式の2023年3月31日現在の貸借対照表計上額は、416,299千円であります。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第28期事業年度（2024年3月31日）

1. 子会社株式

市場価格のない子会社株式の2024年3月31日現在の貸借対照表計上額は、436,653千円であります。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において関係会社株式（Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）につき、関係会社株式評価損71,659千円（過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したもの）を計上しております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第27期事業年度 (2023年3月31日)	第28期事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8,941	8,114
未払事業税	3,797	17,022
ポイント引当金	14,510	19,788
投資損失引当金	54,893	-
関係会社株式評価損	-	76,835
資産除去債務	11,456	11,472
未払給与	3,733	4,135
一括償却資産	1,283	1,248
その他	4,841	3,672
繰延税金資産小計	103,456	142,290
評価性引当額	△54,893	△76,835
繰延税金資産合計	48,562	65,454
 繰延税金負債		
資産除去債務に対応した除去費用	△3,597	△3,066
繰延税金負債合計	△3,597	△3,066
繰延税金資産純額（△は繰延税金負債純額）	44,965	62,388

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から10年又は15年と見積もり、割引率は0.01%又は0.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第27期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第28期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	37,363	37,415
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	51	51
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	37,415	37,466

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	第27期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第28期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	3,019,574	3,525,226
確定拠出年金運営管理機関として の売上	13,662	14,940
合計	3,033,236	3,540,166

(セグメント情報等)

第27期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1. 製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1. 製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

第27期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有 100	事務所不動産の貸借	事務所不動産の貸借	65,079 (注)(1)	長期差入保証金	61,785 (注)(2)
							旅費交通費	100		
							消耗品	47		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 貸借料については、親会社が貸借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

(2) 長期差入保証金については、親会社が貸借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有 100	事務所不動産の貸借	事務所不動産の貸借	65,079 (注)(1)	長期差入保証金	61,785 (注)(2)
							旅費交通費	1,304		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 貸借料については、親会社が貸借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

(2) 長期差入保証金については、親会社が貸借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社

第27期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千 円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク	416,299	投資信託委託業務の準備	所有 99.99	追加出資	追加出資	145,204 (注)1	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd. の追加出資の依頼を受け、現金を出資したものであります。

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千 円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク	436,653	投資信託委託業務	所有 99.99	追加出資	追加出資	271,285 (注)1	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd. の追加出資の依頼を受け、現金を出資したものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社さわかみホールディングス（非上場）

(1 株当たり情報)

	第27期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第28期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,280,416円08銭	1,439,729円24銭
1 株当たり当期純利益	240,645円72銭	304,313円16銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	第27期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第28期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	866,324千円	1,095,527千円
普通株式及び甲種類株式に係る当期純利益	866,324千円	1,095,527千円
普通株主及び甲種類株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平均株式数	3,600株	3,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

『さわかみファンド』

約 款

さわかみ投信株式会社

運用の基本方針

約款第14条に基き委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

このファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。

2. 運用方針

(1) 投資対象

国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。

なお、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、並びに有価証券の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と、これらに類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(2) 投資態度

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款第19条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

(1) 当ファンドは、毎決算時に、原則として以下の方針に基いて分配を行います。

① 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向、等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基いて元本部分と同一の運用を行います。

(2) 当ファンドは分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

追加型証券投資信託
『さわかみファンド』
約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、さわかみ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託の目的及び金額)

- 第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は信託契約締結日から第45条、第46条第1項、第47条第1項、第49条第2項の規定による信託終了日又は信託契約解約日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当時の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割することができるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産の円換算については、第23条の規定によります。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載又は記録するよう申請します。振替受入簿に記載又は記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載又は記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）及び保護預り会社（委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益証券につき、保護預り契約に基いて保護預りを行う会社をいいます。以下同じ。）又は第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

- 第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得申込単位及び価額)

- 第12条 委託者自ら、又は販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした当該取得申込者に対し、委託者自ら、又は販売会社が、委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ 前項の規定に関わらず、受益者が第40条の規定に基いて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 第1項の取得申込者は委託者又は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、委託者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）及び販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行なうことができます。

(受益権の譲渡に係る記載又は記録)

- 第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

- 第12条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(運用の指図範囲)

- 第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券又是新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいいます。）
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券
 12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
 13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、新投資口預約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
 - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める

ときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(受託者の自己又は利害関係人等との取引等)

第13条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生ずることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）又は受託者における他の投資信託財産との間で、第13条に掲げる資産への投資等並びに第16条から第20条まで、第22条、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所金融商品市場等（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、以下「取引所」といいます。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、又は取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定に関わらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図できるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由によりその純資産総額が減少して、前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部の決済を指図するものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価額変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、並びに信託財産に属する資産の価額変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、並びに信託財産に属する資産の価額変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利又は異なる受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ③ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、並びに信託財産に属する資産の価額変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ③ 委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ④ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基く債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑤ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同

時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、並びに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算及び予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基き、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第26条 金融機関又は金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

第27条 一削除一

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第28条 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きに關わらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生ずるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基く行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月24日から翌年8月23日までとします。なお、第1計算期間は、平成11年8月24日(火)から平成12年8月23日(水)までとします。

- ② 前項に関わらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日にあたるときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときには最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等(以下「諸経費」といいます。)は、委託者が信託財産から收受する信託報酬より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第37条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日とします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第39条ー削除ー

(収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い)

第40条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に当該終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者又は販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に係る収益分配金(委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。)を販売会社に交付します。なお、販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款に従う契約に基き、当該受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。

- ② 委託者は、委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ③ 委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第44条第3項の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に関わらず、その都度当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 信託を終了する場合に支払われる償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者又は販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されてい

る振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項（第1項及び第2項を除きます。）に規定する収益分配金、一部解約金及び償還金の支払いは、委託者又は販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、一部解約金及び償還金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、一部解約金及び償還金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、償還金については同条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金及び償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第42条 受益者が、信託終了による償還金について第40条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第43条 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載又は登録等に関する業務を委任することができます。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、平成11年8月24日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者自ら、又は販売会社が、委託者の承認を得て定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者又は販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われる事となる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、原則として一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、前項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基いてこの信託契約を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

（委託者の登録取消し等に伴う取扱い）

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第 48 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

③ 一削除一

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任することができないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうちその内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求)

第 50 条の 2 第 45 条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 3 項又は前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、第 45 条第 2 項又は前条第 2 項に規定する公告又は書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定に関わらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託財産に係る計算における端数の処理方法)

第 52 条 この信託に係る全ての計算において 1 口未満又は 1 円未満の端数が生じる場合には、原則として受益者全体の利益となるように、切上げ又は切捨ての処理を行います。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 40 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 43 条の規定及び受益権と読み替えた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 3 条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 11 年 8 月 24 日（信託契約締結日）

委託者

東京都千代田区一番町 29 番地 2
さわかみ投信株式会社

受託者

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号 アーバンネット大手町ビル 19F
野村信託銀行株式会社